

議案第 24 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 4 日提出

多可町長 戸 田 善 規

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年兵庫県指令市振第 2297 号）の一部を次のように変更する。

第 1 1 条第 1 項中「副広域連合長 1 人」を「副広域連合長 2 人」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく兵庫県知事の許可を受けた日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

(は、変更部分を示す。)

現 行	変 更 案
<p>(広域連合長等の組織)</p> <p>第 1 1 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 <u>1</u>人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(広域連合長等の組織)</p> <p>第 1 1 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 <u>2</u>人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>